

変更案(修正後)	変更案(修正前)
<p>5 中波放送 <u>を行う基幹放送局</u> の放送区域において災害対策等のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局(以下「補完中継局」という。)のうち第4の4に定める周波数を使用するもの以外のもの(以下「その他の補完中継局」という。)の周波数等は、個別に定めるものとする。この場合において、その他の補完中継局の開設目的に応じ、周波数については次に掲げるものの中から選定する。また、空中線電力については原則として100W以下とし、(1)から(3)までの開設目的を達成する必要最小のものとする。</p> <p>(1) 中波放送の放送設備が災害発生時に被害を受け、放送の継続が困難となる事態への対策を開設目的とするその他の補完中継局 90.1MHz から 94.9MHz までの 0.1MHz 間隔の周波数 ただし、当該周波数を割り当てることができず、災害対策のために真に必要な場合に限り、76.1MHz から 90.0MHz までの 0.1MHz 間隔の周波数を使用させることができる。</p> <p>(2) 建築物による遮へいによる電界強度の低下又は電気雑音の影響等の要因による受信障害対策を開設目的とするその他の補完中継局 90.1MHz から 94.9MHz までの 0.1MHz 間隔の周波数</p> <p>(3) 外国波による混信対策又は地形的原因で生じる遮へいによる受信障害対策若しくは地理的原因による受信障害対策(地形的原因を除いた自然的条件の特殊性が原因となって発生する受信障害の対策をいう。)を開設目的とするその他の補完中継局 76.1MHz から 94.9MHz までの 0.1MHz 間隔の周波数</p>	<p>5 中波放送の放送区域において災害対策等のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局(以下「補完中継局」という。)のうち第4の4に定める周波数を使用するもの以外のもの(以下「その他の補完中継局」という。)の周波数等は、個別に定めるものとする。この場合において、その他の補完中継局の開設目的に応じ、周波数については次に掲げるものの中から選定する。また、空中線電力については原則として100W以下とし、(1)から(3)までの開設目的を達成する必要最小のものとする。</p> <p>(1) 中波放送の放送設備が災害発生時に被害を受け、放送の継続が困難となる事態への対策を開設目的とするその他の補完中継局 90.1MHz から 94.9MHz までの 0.1MHz 間隔の周波数 ただし、当該周波数を割り当てることができず、災害対策のために真に必要な場合に限り、76.1MHz から 90.0MHz までの 0.1MHz 間隔の周波数を使用させることができる。</p> <p>(2) 建築物による遮へいによる電界強度の低下又は電気雑音の影響等の要因による受信障害対策を開設目的とするその他の補完中継局 90.1MHz から 94.9MHz までの 0.1MHz 間隔の周波数</p> <p>(3) 外国波による混信対策又は地形的原因で生じる遮へいによる受信障害対策若しくは地理的原因による受信障害対策(地形的原因を除いた自然的条件の特殊性が原因となって発生する受信障害の対策をいう。)を開設目的とするその他の補完中継局 76.1MHz から 94.9MHz までの 0.1MHz 間隔の周波数</p>